

文書番号：SMS-510

制定：2007年4月01日

改訂：2025年4月01日

2025年度 全社安全衛生計画 ガイドライン

安全環境支援室	
確認	作成
	
秋山 靖	國井 政治
'25/03/31	'25/03/31

株式会社 ナカノフドー建設

1. 2025年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・度数率 0.40 以下
 - ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）
 - ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
 - ① 健康KYによる健康状態把握と適正配置の実施（空調服着用・初期対応・救急要請のルール厳守）
 - ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
 - ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
 - ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着
 - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化
 - ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
 - ④ 化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成
 - ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
 - ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備（業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）
 - ③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認
 - ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

4. 目標を達成するための重点施策

(1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）

■ 主な実施事項

- ・作業床の端部・開口部への手摺・安全ネット等、落下防止設備のタイムリーな設置と点検
- ・音声標識、指差呼称ポイントを効果的に設置し注意喚起を徹底する
- ・高所作業時の高さに応じた新基準墜落制止用器具の2丁掛け適正使用
- ・作業開始前の設備の点検と墜落・転落災害防止点検の実施（足場・作業構台・可搬式作業台等）

※以下の点検を確実に実施する

- ・足場組立後の点検【足場・作業構台用等】組立、解体や変更後の元請と下請各々が点検
- ・足場等作業開始前の設備の点検【足場・作業構台用（荷受構台・架設通路）】
- ・異常気象後の点検【台風異常気象時の報告書・台風対策実施基準表兼報告書等の活用】
- ・墜落災害防止点検【墜落災害防止点検表（職長会パトロール時等の活用）】
- ・墜落制止用器具（安全帯）使用の徹底等

フルハーネス型墜落制止用器具の使用は、2m以上の作業床が無い箇所又は作業床の端、開口部等で手摺等の設置が困難な箇所の作業、及び5mを超える高さの作業、その他作業所長が指定する工事について使用する。なお、事業者責任として墜落制止用器具を使用させる場合には安全に取り付けるための設備の設置と、墜落制止用器具及び取り付け設備の異常の有無を随時点検すること。《安衛則 521 条》

- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底

■ 主な実施事項

- ・揚重作業時は、荷崩れが無い安定した材料の集積方法で玉掛けを行うことを徹底する
 - ① サポート揚重を行う際は、常に腰管側が外側になるように差込管側と交互に組む
 - ② 1段毎に栈木等を間に挟み材料の安定を図る
- ・揚重作業時は「吊り荷の下に労働者を立ち入らせない」ため、カラーコーン等で区画を設置し立入禁止表示を設置《クレーン則 29 条、74 条の 2 および 115 条、基発第 480 号通達》
- ・クレーン周りへの「関係者以外の立入禁止」として区画と表示を行なう《クレーン則 74 条》
- ・角張った荷の楊重にナイロンスリングを使用する場合には角当ての取り付けを徹底する

- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施

■ 主な実施事項

- ・重機周りの立入禁止区画設置と後退時等の誘導者による安全誘導の徹底
- ・掘削作業計画時には、地質・近隣調査結果に基づいた手順と安全対策を確実に実施する（2m以上の掘削の場合には地山掘削作業主任者を選任し直接指揮による作用を行なう）
- ・重機作業時は協力会社が作成する「作業計画書」の内容を確認し計画通り実施されているか確認する【移動式クレーン・車輛系建設機械（フォークリフト）・コンクリートポンプ車・高所作業車】

(2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康 KY による健康状態把握と適正配置の実施（空調服着用・初期対応・救急要請のルール厳守）

■ 主な実施事項

- ・健康KYを毎日作業前に実施することで作業員の変化を把握し、メンタルヘルス不調による労働災害防止をする。
- ・高温下での作業では空調服を推奨する。

② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）

■ 主な実施事項

- ・朝礼等でWBGTを確認し、休憩・水分補給の目安を周知する。
- ・職長が率先して休憩・水分補給の声掛けを行う。

③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応

- ・現場巡視時に声掛けを行い、不注意・危険軽視による災害を防止する。
- ・新規入場者や熱中症の起用歴がある人には特に声掛けを頻繁にする。
- ・救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。
- ・体調不良時にはすぐに作業を中断し、休憩する。体調が回復してもその日は帰宅する。

(3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施

① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着

■ 主な実施事項

- ・職長・安全衛生責任者による率先した指差呼称の実践と作業員への実施指導
- ・「ひと声かけ」により、省略行動・近道行動等の行動エラーを予防する（組織管理の強化）
- ・指差呼称標識の設置場所を決め、指差呼称により安全確認を確実に実践する
- ・音声標識等を使用して注意喚起する。

② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化

■ 主な実施事項

- ・協力会社、職長、作業員に、店社協議会、災防協等にて教育
- ・協力会社の施工体制において重層下請改善に向けた指導（3次以降は届出が必要）
- ・1次協力会社の安全衛生責任者による現場の安全管理
（巡回時もKYKの確認、安全指示と安全確認（協力会社に委任書面の活用を指導））
- ・作業主任者の選任が必要となる作業では直接指揮により作業を行なう

※選任が必要となる主な作業主任者

- ・足場の組立等作業主任者[安衛則 565]・型枠支保工組立等作業主任者[安衛則 246]
- ・地山の掘削作業主任者[安衛則 359]・土止め支保工作業主任者[安衛則 374]
- ・コンクリート造工作物等の解体等作業主任者[安衛則 517-17]
- ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者[安衛則 517-4]・有機溶剤作業主任者[有機則 19]
- ・特定化学物質作業主任者[特化則 27]・石綿作業主任者[石綿則 19]
- ・酸素欠乏危険作業主任者[酸欠則 11] *その他 22 作業で作業主任者の選任が必要

③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化

■ 主な実施事項

- ・協力業者事業主による一人親方・3次業者・外国人就労者に対する安全衛生教育の実施確認
- ・協力会社の職長が自社（再下請負の作業員含む）の新規入場者に対する教育ができるように新規入場者への教育資料を提供し、職長に指導のうえ、実施時には支援等を行なう
- ・新規入場7日以内、未熟練労働者、外国人労働者に対して職長・安全衛生責任者や外国人実習指導員による安全衛生等に関する教育指導が実施されているか確認指導する
 - *外国人実習生等は日本語が理解されているか確認しておく
- ・社内基準の外国語バージョンを使用して、理解してもらう

④ 化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理

■ 主な実施事項

- ・持ち込み時物質の確認を行い、化学物質が入った製品は SDS シートの確認と化学物質リスクアセスメントを持込業者に行わせる。
- ・化学物質リスクアセスメントに応じた対策を講じる

(4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保

■ 主な実施事項

- ・計画的な所定休日の取得、及び残業の抑制による長時間労働の改善

*長時間労働（過重労働）による疾病の予防及びメンタルヘルス不調の未然防止を図るため、

- ・年間休日取得計画の策定と確実な取得を実施（店社工事部による実施状況の把握とフォローアップ）
- ・作業所ノー残業デーの設定と実施
- ・長時間労働者の把握と産業医等の面談フォローの実施を行って下さい。

工事部長は、工事部としてバックアップとフォローアップを実施し、作業所長や作業所員が長時間労働をしない体制作りと、未消化休日を取得できる環境づくりに努めて下さい。

また、作業所の運営は、作業所長の方針で変わります。強いリーダーシップで作業所の時短と休暇取得に取組みましょう。

② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備（業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）

■ 主な実施事項

- ・仮設計画時に快適な職場環境を考えて計画する。
- ・職場改善実施事項で決めた事項を確実に実施する。

③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認

■ 主な実施事項

- ・現地K Yで高齢者の作業の確認と配置の確認を行う
- ・現場巡視時に適正配置の確認と指導

④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

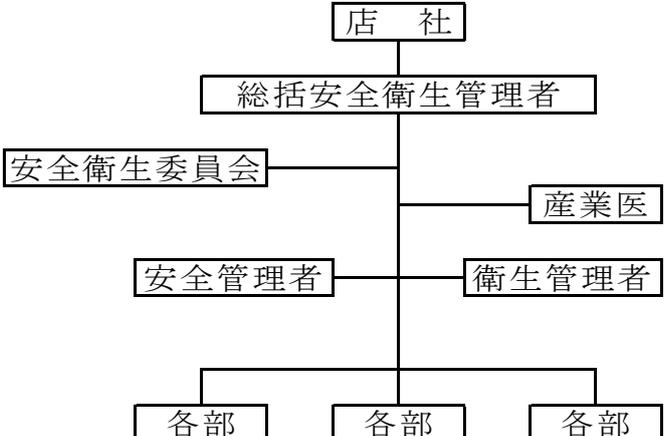
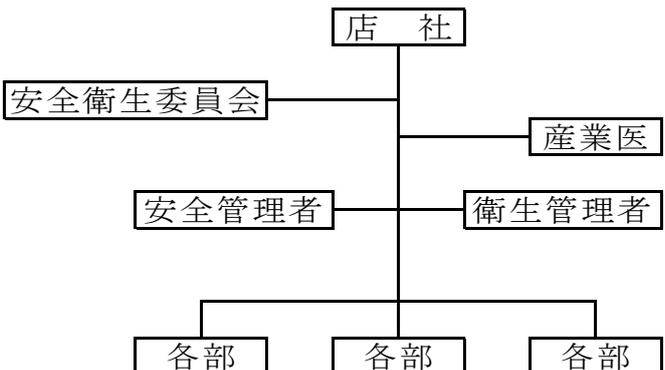
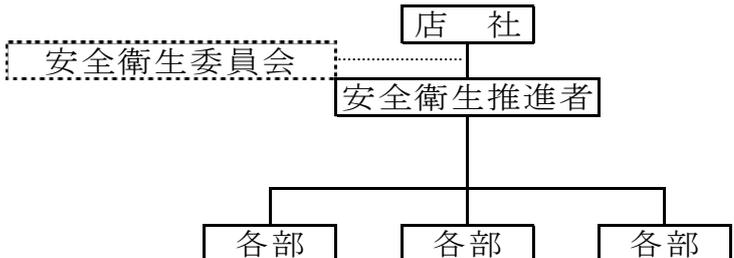
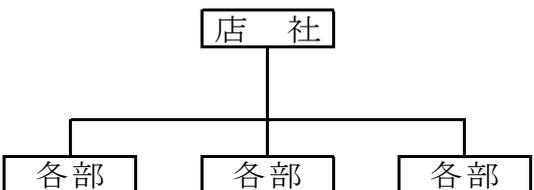
■ 主な実施事項

- ・労災隠しを絶対にしない、させない
- ・安衛法の基づく現場管理の徹底

5. 全社安全衛生管理計画書の月間管理項目のポイント

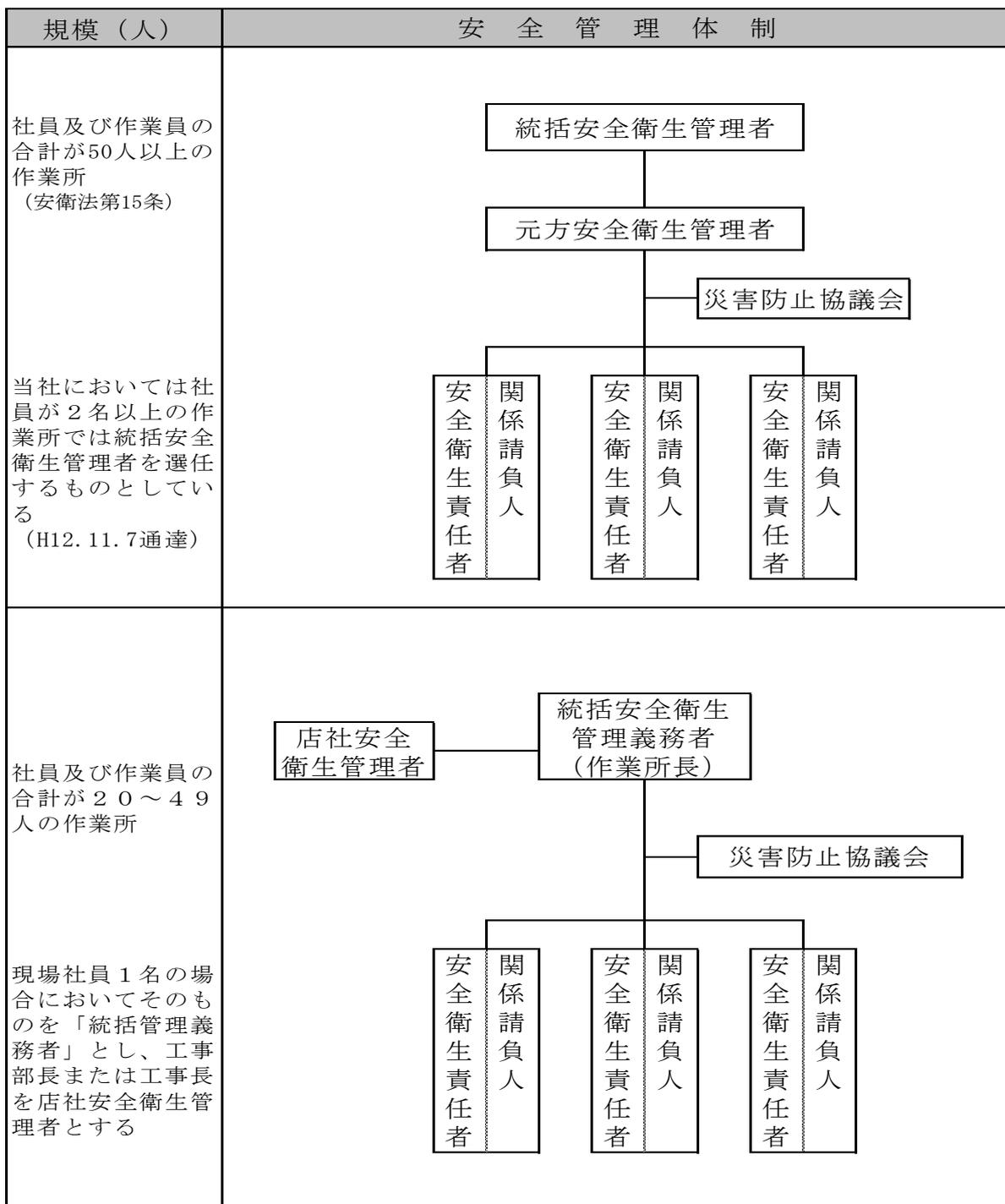
4月) 安全衛生管理体制の確立

① 店社における安全衛生管理体制

規模 (人)	安全管理体制
100人以上	 <pre> graph TD A[店社] --> B[総括安全衛生管理者] B --> C[安全衛生委員会] B --> D[産業医] B --> E[安全管理者] B --> F[衛生管理者] E --> G[各部] E --> H[各部] E --> I[各部] </pre>
50人 ～ 99人	 <pre> graph TD A[店社] --> B[安全衛生委員会] A --> C[産業医] A --> D[安全管理者] A --> E[衛生管理者] D --> F[各部] D --> G[各部] D --> H[各部] </pre>
10人 ～ 49人	 <pre> graph TD A[店社] --> B[安全衛生委員会] A --> C[安全衛生推進者] C --> D[各部] C --> E[各部] C --> F[各部] </pre> <p data-bbox="571 1612 1356 1657">ナカノフドーSMS規程による (SMS-512)</p>
9人以下	 <pre> graph TD A[店社] --> B[各部] A --> C[各部] A --> D[各部] </pre>

※安全管理者は講習受講者、衛生管理者は資格保持者

②作業所における安全衛生管理体制



- ※1 関係請負人の安全衛生責任者とは、協力会社の職長が「職長・安全衛生責任者教育」講習を受講して兼務してもよい。
- ※2 職務については「協力会社 安全衛生管理基準」 P3を参照のこと。

③協力会社の安全衛生管理体制の確立

工事部長、工事長、安全(品質)環境室長、作業所長は、協力会社の店社及び作業所における安全衛生管理体制及び施工体制（再下請編成等）の整備について指導を行う。

④作業所の安全衛生管理計画の作成と周知

作業所長は、設定した作業所の安全衛生目標の達成のために、安全衛生管理計画を作成し、実施内容、スケジュール、実施責任者、安全衛生行事等について明確にし、建設工事従事者及びその他の関係者並びに施工する工事に関係する店社の社員に周知する。
また、定期的に達成度合いを確認し、目標達成の活動を行う。

⑤工事着手前の施工計画事前検討会開催による、特定危険工事他作業計画の確認

⑥作業手順書の作成とリスクアセスメントの実施（リスク低減措置の特定、実施を含む）

作業所長は、協力会社に担当する工事の作業手順書を作業所の特性を考慮し作成させる。また、作業手順書に基づきリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を作業員全員に確実に実施させる。

⑦期初の業務集中と安全衛生管理体制の未整備、安全管理の不備による労働災害防止の徹底を図る。

⑧過重労働による過労死、メンタルヘルス不全（うつ病、統合失調症、不安障害等）に注意する。

- ・ 36 協定時間の厳守（作業所長は特別条項の書面作成と、協定時間を越えない工夫をする。）

84 期の月間残業時間 原則：月 45 時間以内、且つ年間 360 時間以内

- ① 年間残業時間 720 時間未満
- ② 単月残業時間 100 時間未満
- ③ 2～6 か月間の平均残業時間が全て 80 時間以内
- ④ 残業が月 45 時間以内を年間で 6 回以上

※特別条項を発動する場合は、法令内容の全基準(上記①～④)を遵守すること

- ・ 計画的な有給休暇の取得（工事部長、工事長、作業所長と打合せておく）
- ・ 時間外労働時間が 100 時間を越えた場合または、2 ヶ月の平均で 80 時間を越える場合や、休日・夜間・変則勤務が多い場合等は産業医又は専門医の面談を受ける。
（工事部長、工事長、作業所長は部下の残業時間等の管理を行う。）
- ・ 作業所長は、4 週 8 休を推進し、更なる時短の取組を行う。
- ・ 工事竣工後の取得ではなく、工事期間中の取得を検討する。

⑨熱中症対策の準備を開始する。

5月）車両系建設機械災害の防止（車両系荷役運搬機械、高所作業車を含む）

①車両系建設機械による作業は、作業場所の地形、地質、埋設物等の状態を調査しその結果によって機械の種類、能力、運行経路、作業の方法等を盛り込んだ作業計画（車両系建設機械作業計画書、フォークリフト、移動式クレーン、コンクリートポンプ車、高所作業車作業計画書）を行う。

※車両系建設機械の分類については、「安全法令ダイジェスト」の P 6 1 を参照

②移動式クレーン作業は、つり荷重を定格荷重の 8 5 %以内として作業計画を立てる。

また、作業開始前点検は確実に実施し、作業開始前に過負荷防止装置解除キーを事務所で管理する。

- ③機体重量3トン以上の車両系建設機械（締固め用機械は除く）は、技能講習修了者等の資格者に3トン未満の車両系建設機械は、特別教育修了者等に運転させる。
- ④作業場所は、運行経路を含めて関係者以外の立入禁止措置を講じる。やむを得ず作業員を立入らせる場合は、誘導者を配置する。
- ⑤誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる。
- ⑥点検表により、作業開始前点検・月例自主検査及び特定自主検査（1年に1回）を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。また、当社は協力会社の点検状況を確認する。
- ⑦車両系建設機械は、特定自主検査済で検査票証が貼りつけてあるものを使用する。
- ⑧車両系建設機械のブーム・アーム及びダンプトラックの荷台を上げ、その下で修理点検等の作業を行うときは、不意に降下することによる危険の防止のため、安全支柱及び安全ブロック等を使用する。
- ⑨転落の恐れのある路肩での運転は、誘導者を配置してその者の誘導により運転させる。また、軟弱地盤・凍結した地盤等での作業にあたっては、スリップ・転倒防止のため、地盤の整備を行い敷板等を利用する他チェーンの使用又は徐行をさせる。
- ⑩岩石の落下等の恐れのある場所では堅固なヘッドガードを備える。
- ⑪車両系建設機械をトレーラー等に積み込む作業は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板の掛け渡し角度は15度以下にし、滑り等による事故を防止する他、移送中に荷台から落下しないようワイヤーロープ・チェーン等で荷台に固定させる。
- ⑫機械の構造上定められている能力及び安定度を超えて作業をさせない。
- ⑬バックホウによる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合でかつ、専用の吊り具を取り付けたものでバケットの容量×1.8以下かつ、1トン未満の重量でなければ主たる用途以外の作業に使用してはならない。
- ⑭車両系建設機械でアウトリガーを有するものは、作業開始にあたり、その張り出し状況・敷き板の設置及び接地状況を確認する。
- ⑮車両系建設機械でブーム・アウトリガーを有するもので、道路を自走するものは走行前にその格納状況を確認する。また、作業所から公道に出る場合は、必ず誘導員を配置し、ブームによる架空線及び一般車両との接触事故の発生のないよう注意する。
- ⑯高所作業車の作業床上では垂直昇降式であっても二丁掛け墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用する。

⑰高所作業車の走行時は作業台を下降させて移動させる。(改造使用の禁止)

また、悪路(凸凹、軟弱、傾斜地等)の移動時は誘導員を配置する。

⑱作業の指揮命令系統は、作業前に確認しておく。

⑲フォークリフト(車両系荷役運搬機械)については安全法令ダイジェスト P70 から P73 を参照

6月) 土砂崩壊災害の防止、足場等関係の点検整備、全国安全週間準備月間

①地山の掘削は、形状・地質・埋設物等を事前に十分調査し、その結果に基づいて工事の内容に応じ施工計画をたてる。

②基本的に深さ1.2m以上は土止め支保工を計画する。

③建物建築に伴う土工事の施工検討会と同様に、外構工事・電気設備工事・機械設備工事の掘削工事についても、施工前に施工検討会を実施する。

④掘削作業手順・掘削重機の配置・危険性または有害性を特定し、低減対策の妥当性の確認を行う。

⑤作業当日は関係請負人労働者を含め、当社社員が協力会社の作成した車両系建設機械計画書を基に、作業方法・リスク低減措置、技術面の指導を行った上で、作業を実施する。

⑥地山の崩壊する恐れがある場合には、あらかじめ土止め支保工・ロックボルト・落石防止柵・防護網等を設けるとともに作業員の立入り禁止措置を行う。

⑦掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業は、作業主任者の直接指揮のもとに行い、地山に応じた安全な勾配で掘削する。

⑧土止め支保工の切り梁・腹起こしの組立・解体作業は、作業主任者の直接指揮のもとに行う。

⑨土止め支保工は1週間以内毎に、また、中震以上の地震後、及び大雨等により地山が急激に軟弱化する恐れのある事態が生じた後に、部材の損傷変形等を点検する。

⑩掘削面の上下における同時作業は禁止する。

⑪掘削面等における高所作業は、安全な作業床を確保する。

⑫明かり掘削の作業は、点検者を指名してその者に作業開始前に、掘削面・法肩部の亀裂・周辺地盤の陥没・湧水の汚濁の変化・浮石の剥落・法面局部の小崩落等の状態を点検させ、安全を確認してから作業を開始する。また、試掘等で掘削した箇所を明確にし、簡易山留の設置や掘削こう配に配慮して施工を実施する。

特に大雨後・中震以上の地震後は念入りに点検させる。

- ⑬点検の結果、崩壊の恐れのある場合には、排水・土止め支保工の補強等、崩壊防止措置を講じる。
- ⑭足場、作業通路、作業構台等については作業開始前の点検を確実に実施し、下さん幅木等不備がある場合は、是正を行ってから作業する。
- ⑮足場の点検、是正は点検用紙により実施し、記録を残しておくこと。
- ⑯悪天候時は作業を中止する。また、悪天候時・天災後には点検をする。
(作業の中止、点検等が必要な作業は安全法令ダイジェスト P243、244 参照)

⑰全国安全週間準備月間は、実施事項の計画をたて実施する。

- ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生大会の開催
- ・作業所内安全設備の点検と是正
- ・安全衛生協議会の開催と安全衛生教育の実施等

7月) 開口部・通路等での災害の防止、全国安全週間

- ①杭穴には杭の種類に応じて、ずれ止め付きの木蓋・鉄板等で覆う。また、関係者以外の者が杭穴に近づかないよう、作業エリア外周部に立入り禁止措置を講じる。
- ②大きな床の開口部周囲及び高所の床の端部には、高さ90cm以上の堅固な手摺及び中さん、(または垂直ネット)と注意看板を設置する。また、資材の落下を防止するため高さ10cm以上の巾木を設置する。また、周辺で作業を行なう場合には指差呼称を実施し安全確認する。
- ③大きな床の開口部で使用しないときは、安全ネットを張り墜落防止措置とする。
- ④小さな床の開口部は、ずれ止め付きの蓋を設置し注意看板を表示する。
- ⑤開口部の手摺・安全ネット等を、作業の都合で一時取り外す際は、使用者に現場事務所まで報告させる。当社は、使用者に墜落制止用器具の使用を指導する。
また、作業終了後の安全設備の復旧後にも報告させ、復旧状態を確認する。
- ⑥小さな床の開口部を使用する者は、作業終了後、木蓋等の覆いを復旧する。
- ⑦通路は必要に応じて柵、ロープ等で明確にする。
- ⑧通路面(スロープ、階段状に処理した場合も含む)は、つまづき・滑り・踏抜き等の危険のない状態とし、照度を確保する。(勾配が15度を超えるものには踏棧等の滑り止めを設ける)
- ⑨通路には、障害となる製品・材料等を置かない。
- ⑩通路は、適度な照度を保つ。
(地下の階段には、非常用照明の設置等の仮設計画を検討する)

⑪通路上で作業を行う場合には、接触を防止するため柵、標識等を設ける他、他業種との連絡調整を行い、災害の発生を防止する。

⑫全国安全週間期間中の行事を、計画し実施する。

⑬安全設備、休憩施設の点検を実施し、改善を行い快適な職場環境を作る。

⑭作業所長や上司は、新入社員のメンタルヘルス不全（うつ病、統合失調症、不安障害）等に十分注意する。

8月）快適な作業環境の整備

①酸素欠乏症対策としてピット内作業等では、事前に測定装置を用い酸素濃度が18%以上、かつ硫化水素濃度が10ppm以下であることを確認する。

基準に達しない場合であっても、送風機等により換気を行い安全の確認をする。

作業にあたっては作業主任者の直接指揮により特別教育の修了者を作業に就かせる。

（特に地下ピット、マンホール内部での作業は注意すること）

②熱中症対策として以下の対応を行う。

- ・屋外での日よけ屋根の設置。
- ・作業場所への大型扇風機、送風機等の設置。
- ・作業内容により休憩回数を増やす。
- ・熱中症予防チェックシートを用いて始業前の体調確認と水分・塩分摂取の確認をする。
- ・休憩所へ冷房設備の設置。

（熱中症は高温でなくても〈気温25度程度〉湿度が高い場合には発生することがあるので注意を要する）

- ・作業員に対し熱中症について教育を実施し、自己の体調管理を行ってもらう。
- ・空調服の着用を励行し、発症リスクの低減を図る。

③視環境について

- ・残業時の照明を設置する。
- ・屋内通路、地下室等へは適切な照明を設置する。
（地下からの避難通路を明確にし、非常用照明の設置を検討する。また懐中電灯・ヘッドライト等を設置または携帯する。）
- ・作業状況により、照度に影響がでる場合は、早めに仮設照明を設置する。

④騒音対策について

- ・低騒音型機械を使用する。
- ・作業時間帯、作業工程を確認する。
- ・必要に応じ防音シート、防音パネル等の設置を検討する。

⑤ 終業時の清掃と日常の整理整頓により、作業空間、安全通路を確保する。

- ⑥休憩所、洗面所、トイレ、作業所出入り口等、共同の設備については当番を決め清掃を行い、常に清潔に保つ。また、洗面所には給湯設備を設け洗面設備の改善を行う。
- ⑦休憩所の分煙、女子用の更衣室（施錠可能）とトイレの設置についても検討する。
- ⑧作業開始前点検の必要な作業、設備は確実に点検を行う。また、不具合がある場合は是正を行い、安全を確保してから作業にかかる。
- ⑨電気取扱い時の感電に注意する。また、定期的な電動工具類の絶縁状況を点検する。
- ⑩通勤時の交通事故（通勤災害、業務災害）等に注意する。

9月）墜落・転落災害の防止、健康管理の徹底、全国労働衛生週間準備月間

- ①基本的に、すべての作業でダブルランヤード式墜落制止用器具（フルハーネス型含む）を着用して作業することを徹底させる。（高さ5mを超える箇所ではフルハーネス型を使用する）
- ②以下の作業は、作業主任者の直接指揮により作業させる。また、作業主任者に墜落制止用器具・保護帽等の使用状況を監視させる。
- ・ 釣り足場、張り出し足場、及び高さが5m以上の構造の足場の組立、または解体の作業。
 - ・ 建築物または塔で高さが5m以上の鉄骨の組立または解体等の作業。
 - ・ 橋梁の上部構造で高さが5m以上、または橋梁の支間が30m以上の鋼製のものの架設、解体または変更の作業。
 - ・ 橋梁の上部構造で高さが5m以上、または橋梁の支間が30m以上のコンクリート造のものの架設、または変更の作業。
 - ・ 軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立、または屋根下地、若しくは外壁下地の取付作業。
- ③移動式足場（ローリングタワー）には昇降設備・安全ブロック等を設け、昇降時及び作業時は安全帯を使用させる。また脚輪のストッパーを掛けて使用させる。
移動時には、作業員を乗せたまま移動しない。
ローリングタワー上で作業を行う場合はフルハーネス型安全帯を使用する。
- ④墜落の恐れがある次の作業では、安全な作業床を設ける。作業床を設けることが出来ないときは、安全ネットを設置するか、親綱を設ける等により墜落制止用器具を確実に使用させる。
- ・ 鉄骨の組立作業及びボルト本締め作業。（フルハーネス型安全帯使用の使用）
 - ・ 足場の組立、または解体の作業。（手摺先行足場を採用し、フルハーネス型安全帯を使用する）
 - ・ スラブ型枠等（デッキ敷き含む）の作業。（コンクリート打設前のELVシャフト、階段打継ぎ部の開口は単管等の手摺2段と巾木を設置する）
 - ・ 屋根上における作業。 ・ 法面における作業。
- ⑤高さ又は、根切り深さが1.5mをこえる箇所への昇降設備の設置は、最低1箇所以上のステッ

プ又は枠組階段等の踏面のある昇降設備を設ける。

- ⑥足場組立時の親綱を固定する間隔は足場 4 段目以上で 5 スパン以下 (10m 以下)、足場 3 段目で 3 スパン以下に固定し安全帯を確実に使用させる。また、足場 2 段目は墜落制止用器具を鳥居枠の上部に掛け作業させる。
- ⑦作業床の端・開口部等には、囲い・手摺・覆い等の防護施設 (親綱ではなく堅固な手摺とする) を設けるとともに、標識等により注意を喚起する。
また、これらの設備を必要により一時取り外した場合は、防網を張り墜落制止用器具を使用させ、作業終了後、直ちに復旧する。
- ⑧躯体手すりが無いベランダ・廊下の端部等にも⑦同様、防護施設を設ける。
- ⑨スレート等の屋根からの踏み抜きによる墜落を防止するため、通路を設け安全ネットを張る等の他、親綱を設けて墜落制止用器具を使用させる。(安衛則 5 2 4 条)
- ⑩はしご・脚立は丈夫な構造のもので、著しく損傷・腐食等がないものを使用させる他始業前の点検を行うものとする。また、以下の事項に留意する。
- ・はしごは、高い所に登り降りする用途以外は使用禁止。
 - ・はしごは、幅 30 cm 以上とし、滑り止め装置の取付け、転移防止の措置(上部の固定または下部の押さえ)をして安全を確保する。
また、はしごは水平との角度により強度が変わるので注意を要する。
 - ・脚立は、脚と水平面との角度を 75 度に保つための金具等を備え、踏み面の巾が 5 cm 以上のものを使用させる。
 - ・脚立の使用は原則的に許可制とし、1.8 m を超えるものを持ち込ませない。
 - ・脚立を使用する場合は、天端に乗っての作業はしない。
 - ・手摺付きの可搬式作業台を活用する。
 - ・脚立、可搬式作業台はメーカー基準による許容荷重以下で使用する。
- ⑪階高の高い型枠解体作業の解体用足場計画は、事前に十分検討する。また、脚立足場上では作業動作の反動による転落のないよう、作業計画を打ち合わせておくこと。
- ⑫墜落のおそれがある作業で、悪天候に影響される作業は強風 (風速が毎秒 10 m 以上) 大雨 (1 回の降雨量が 50 mm 以上)、大雪 (1 回の降雪量が 25 cm 以上)、中震 (震度 4) 以上のときには中止する。尚、再開時には安全点検を実施する。
- ⑬高所作業については、墜落・転落災害を防止するため、作業手順を事前に検討して作業員に周知し、その順守を徹底させるよう特段の配慮を要する。
- ⑭掘削外周部や基礎足場等に垂直はしご (モンキータラップ) を設置する場合は、出入り口に対し直角方向に設置し、昇降口には可動式の手すり (遮断機) を設けて安全ブロックを床から 1.5 m 以上の位置に設置する。

- ⑮作業員の心臓疾患、その他持病の有無の確認を送出し教育で行い、健康上不適切な作業員を高所作業等危険な作業に配置させないようにする。
- ⑯作業員の定期健康診断、及び特殊健康診断の受診の確認を行う。また、協力会社提出書類の作業員名簿の健康診断受診の期間が過ぎないように指導する。
- ⑰全国労働衛生週間準備月間は、実施事項の計画をたて実施する。
- ⑱無記名ストレスチェックの実施状況及び改善措置の確認を行う。

10月) 倒壊・崩壊災害の防止、全国衛生週間

- ①足場・型枠支保工等の仮設建造物の組立にあたっては、特に水平方向の安全性を十分に考慮して、荷重及び外力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。
- ②仮設建造物を組立てるときは、作業中の墜落、部材の落下、建造物の倒壊等を防止するため、作業手順を明確に定め手順に基づくリスクアセスメントを実施し、特定したリスク低減措置は確実に実施する。
- ③型枠支保工を組立てるときは、規格に基づき計画図を作成し、前項と同様に作業手順・リスクアセスメントを実施する。特定したリスク低減措置は確実に実施する。
また、支保工のパイプサポート足元の滑動防止は、サポートメイトを使用してはならない。根がらみパイプ、敷板に釘打ち等で確実にを行う。
- ④以下の作業等については、作業主任者の直接指揮により作業させる。また、作業主任者に墜落制止用器具・保護帽等の使用状況を監視させる。
- ・型枠支保工の組立作業。
 - ・建築物または塔で高さが5m以上の鉄骨の組立または解体等の作業。
 - ・橋梁の上部構造で高さが5m以上、または橋梁の支間が30m以上の鋼製のものの架設、解体または変更の作業。
 - ・橋梁の上部構造で高さが5m以上、または橋梁の支間が30m以上のコンクリート造のものの架設、または変更の作業。
- ⑤仮設に使用する材料は、事前に点検して著しい損傷、変形、または腐食のあるものは使用しない。
- ⑥杭打ち機、クローラークレーン等の組立・解体・変更、または移動は、作業指揮者を選任し、その者の直接指揮により作業させる。
- ※ クローラークレーン組立時の点検表を活用する。
- ⑦以下の作業等については、関係者以外の立入禁止措置を行い、強風・大雨・大雪等の悪天候時には、作業を中止する。(安全法令ダイジェストP241、243、244 参照)
- ・建築物または塔の骨組みの組立・解体・変更の作業。

- ・型枠支保工の組立・解体・変更の作業。
 - ・足場の組立・解体・変更の作業。
 - ・金属製、またはコンクリート造の橋梁の上部構造の架設・解体・変更の作業。
- ⑧足場には、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎ、また型枠支保工には、筋かい・水平つなぎを設置して倒壊防止の措置を講じる。
- ・足場の壁つなぎとして、単管パイプ+クランプを使用する場合は、引抜き荷重を考慮し、クランプの数を増やす。(すてクランプを取り付ける)
 - ・鉄骨H形鋼から壁つなぎをとる場合は、H鋼フランジ両側をクランプで固定する。
 - ・ブラケット付一側足場、単管抱き足場の場合、固定ベース金具より 300～500mmの高さに壁つなぎを設ける。
- ⑨型枠支保工については、コンクリートの打設方法、及び型枠強度の各部の検討を行い、必要な措置を講じる。
- ⑩コンクリート擁壁等構造物に近接する箇所で掘削作業を行うときは、構造物の倒壊を防止する為の土止め支保工で補強する等、倒壊防止の措置を講じる。
- ⑪コンクリート造等の解体作業は、構造物の状況等の調査に基づき作業手順・切断方法・控えの設置方法等の具体的な危険防止措置を盛り込んだ作業計画を定めて実施する。
- ・SRC造の場合は、鉄骨継手位置を調査し、解体時のボルト飛散等にも注意する。
- ※ 作業所関連書類 施工計画事前検討会チェックリスト参照
- ⑫全国労働衛生週間期間中の行事を、計画し実施する。
- ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
 - ・安全衛生大会の開催
 - ・健康診断受診状況確認
 - ・安全衛生教育の実施等

11月) クレーン・リフト災害の防止、 特定自主検査強調月間

- ①搬器計画では、労働基準監督署届出の有無に関わらず、施工計画検討会及び周知会を実施する。
- ②吊り上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンは、移動式クレーン運転士免許所有者に、1トン以上5トン未満の移動式クレーンは、技能講習修了者の資格者に1トン未満移動式クレーンは、特別教育修了者にそれぞれ運転させる。
- ③つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け作業は、技能講習修了者の資格者に1トン未満の玉掛け作業は、特別教育修了者等に行わせる。
- ④玉掛け作業を含む荷の運搬作業は、作業員の編成・作業分担・クレーン等の種類及び能力・玉掛け用具・合図等を組み込んだ作業計画を作成する。
- ⑤玉掛け作業は、作業者の配置を決め、玉掛け作業責任者を指名する。

- ⑥玉掛け作業を行うときは作業開始前に打合わせを行い、作業の概要、及び作業手順・リスクアセスメントについて全員に周知し、リスク低減措置は確実に実施する。また、他業者からの依頼工事等を行う場合にも同様に実施する。
- ⑦合図者には必要な安全衛生教育を行う。
- ⑧クレーン作業は一定の合図を定め、合図者を指名して運転者との連携を密にさせる。また、合図方法の標示を行う。
- ⑨玉掛け者、合図者は識別(チョッキ、腕章、ヘルバンド等)して作業配置を明確にする。
- ⑩吊り荷の下に作業員を入らせない。
※吊り荷の下とは：荷が水平回転する恐れのある直下、及び荷が振れる範囲の直下をいう
(安全法令 ダイジェスト P44 参照)
- ⑪クレーンの上部旋回体との接触防止を図るための立入禁止措置を講じる。
- ⑫作業開始前点検・月例自主検査・年次の自主検査を実施し、整備状況を記録する。
- ⑬玉掛け用具は作業開始前点検を行う。
- ⑭過負荷防止装置は、作業開始前点検を確実にを行い、作業開始前に過負荷防止装置解除キーは、事務所で保管する。また、運転手は無理な作業は絶対しない。
つり荷重は定格荷重の85%以下とする。
※ 68 安全品質環境統轄部 通達 第4号 21年11月16日 参照
- ⑮アウトリガーを最大に張り出すことを基本とする。また軟弱地盤では、地盤改良・敷鉄板等により転倒の恐れのないよう設置する。
- ⑯吊り荷の落下防止のため、定格荷重を表示し、適正な玉掛けを励行して運転者との連携を密に行うとともに、無理な運転の禁止を徹底する。
- ⑰架空電線等のある場所の作業は、周囲の状況を確認して電路の移設・防護等を行うと共に監視人を配置する。また、特高線近接作業及び鉄道近接作業の場合は、関係先との事前協議を確実にを行う。
- ⑱ロングスパンエレベーターは、指名者に運転させ定格荷重を超える積載をして使用させない。
- ⑲ゴンドラの操作は、特別教育修了者にさせ、作業前点検を励行させる。
- ⑳悪天候時は作業を中止する。また、悪天候時・天災後には点検をする。
(作業の中止、点検等が必要な作業は安全法令ダイジェスト P243、244 参照)

■ 悪天候時に規制のある作業

作業の規制等	強風	大雨	大雪	準拠条件
型枠支保工の組立等の作業の禁止	○	○	○	安衛則245条
造林等の作業の禁止	○	○	○	安衛則483条
木馬又は雪ソリによる運材の作業の禁止	○	○	○	安衛則496条
林業架線作業の禁止	○	○	○	安衛則510条
鉄骨の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の3
木造建築物の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の11
綱橋の架設等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の7
コンクリート橋の架設等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の21
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の15
高さ2m以上の箇所での作業の禁止	○	○	○	安衛則522条
足場の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則564条
作業構台の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則575条の7
クレーン作業の中止	○			クレーン則31条の2
クレーンの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則33条
移動式クレーン作業の中止	○			クレーン則74条の3
デリック作業の中止	○			クレーン則116条の2
デリックの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則118条
屋外エレベーターの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則153条
建設用リフトの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則191条
ゴンドラを使用する作業の禁止	○	○	○	ゴンドラ則19条

■ 悪天候時・天災後に点検が必要な作業

作業の措置・規制等	強風	大雨	大雪	暴風	地震	準拠条件
土止め支保工の点検		○			○	安衛則373条
明り掘削における地山の点検		○			○	安衛則358条
作業構台の点検	○	○	○		○	安衛則575条の8
足場の点検	○	○	○		○	安衛則567条
ずい道等の建設の作業における地山の点検					○	安衛則382条
ずい道等の作業における可燃性ガスの濃度測定					○	安衛則383条の2
ずい道支保工の点検					○	安衛則396条
ジブクレーンのジブの固定等の措置	○					クレーン則31条の3
屋外のクレーンの点検				○	○	クレーン則31条の2
移動式クレーンのジブの固定等の措置	○					クレーン則37条
デリックの破損防止等の措置				○		クレーン則74条の4
デリックの点検				○	○	クレーン則116条
屋外エレベーターの倒壊防止措置 (瞬間風速35m/sec以上)				○		クレーン則122条
屋外のエレベーターの点検				○	○	クレーン則152条
建設用リフト倒壊防止措置 (瞬間風速35m/sec以上)				○		クレーン則156条
建設用リフトの点検				○		クレーン則194条
ゴンドラの点検	○	○	○			ゴンドラ則22条
採石作業前の地山等の点検		○			○	安衛則則401条
林業架線設備の点検	○	○	○		○	安衛則則511条

* 強風とは：10分間の平均風速が毎秒10m以上の風

暴風とは：瞬間風速が毎秒30mを超える風

大雨とは：1回の降雨量が50mm以上の雨

中震以上の地震とは：震度4以上の地震

大雪とは：1回の降雪量が25cm以上の雪

12月) 持ち込み機械災害の防止、年末・年始労働災害防止強調期間

- ①協力会社が作業所に持ち込む機械については、協力会社作業所提出書類で申告させ異常がないことを確認し、持ち込み許可証を発行する。
- ②免許・技能講習・特別講習等の有資格者による機械等の運転は、事前に運転者・使用者の資格を確認する。(作業所提出書類の有資格者名簿1, 2参照)
- ③エンジン式草刈機、丸のこ、エンジンカッター、サンダー等の取扱いをする作業は、各安全教育受講者に使用させる。また、エンジン式草刈機については、『安全装置の装備された機械』(手を離せば回転が停止する装置)を使用させる。
- ④始業前点検を必ず励行させる。
- ⑤作業中は、特に回転している部分に注意させる。
- ⑥使用する機械の特性に合わせた保護具を着用させる。
- ⑦機械を作動させたまま持ち場を離れないよう指導する。
- ⑧機械の異常を発見した場合は、作業を中止して点検・整備、または交換させるよう指導する。
- ⑨丸ノコ等の回転部分に刃物を有している機械を使用する際は、手袋を使用させない。
(安衛則第111条)
- ⑩ディスクグラインダは用途以外の刃物(丸のこ刃、チップソーなど)は装着させない。また、ホイールカバーは必ず取付けて使用する
- ⑪電動工具を使用する場合は、その電源コードが他の作業員が通行する場所に這わせないように指導する。また、(コードリールは線を延ばして使用する。タコ足配線の禁止)
- ⑫電動工具類の絶縁抵抗測定、破損、損傷等の定期確認の実施。
- ⑬無理な作業姿勢で電動工具類の使用はしない。
 - ・脚立の単独使用、設置の向き、可搬式作業台の設置等に注意する。
 - ・ドリル等回転工具類は片手で操作しない。
- ⑭年末年始労働災害防止強調期間の行事を、計画し実施する。
 - ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
 - ・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催
 - ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善
 - ・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する
 - ・安全衛生教育の実施等

⑮咳・エチケット対策の実施

- ・手洗い、うがいの励行とマスクの使用等による風邪予防

1月) 作業手順書の周知、取扱い・運搬災害の防止

年末・年始労働災害防止強調期間

※ ナカノフドー特別安全月間 (1月8日は特別安全日)

- ①作業開始前には、事前に実施した作業手順の打合せ内容と、リスクアセスメントの内容を関係する作業員全員に周知し、リスク低減措置を確実に実施する。

※ 作業手順周知会を必ず実施し、作業のやり方を理解してから作業にかかる。

- ②工事部長・工事長は、作業所長が作業手順周知会を実施しているか確認するとともに、実施内容についても指導を行う。

- ③作業手順周知会実施記録を残す。

- ④重量物等の運搬については、法令の規定に従って計画する。

(※ 安全法令 ダイジェスト P246 参照)

- ・重量物・長尺物の人力運搬は、荷を落とすことによる災害を防止する為、作業員の体力に応じた作業計画により実施させる。

また、できるだけ台車を使用して2人以上の作業員で運搬を行うことを計画する。

「人力のみにより取り扱う重量は、当該労働者の体重のおおむね40%以下となるよう努めること」職場における腰痛予防対策の推進について…H6.9.6 基発 547

- ⑤作業員は、作業量、材料等の重量・作業方法等を考慮し、適性配置とさせる。

- ⑥運搬・組立等の作業は、作業指揮者のもとに行い、無理な作業を避ける。

- ⑦通路・作業場所には、障害物の撤去・照明・段差等に配慮し安全な通路を確保する。

⑧ナカノフドー特別安全月間

年末年始休暇明けの作業開始前に、労働災害撲滅について決意を新たにする。

- ・拠点長、工事部長、工事長、安全(品質)環境室長、作業所長、職長会等による安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催により労働災害について意見交換を行う(被災者の冥福と再発防止の決意をして黙祷)
- ・作業手順書の内容について再度確認し、手順の不備、見落としがないか確認する
- ・工事部長、工事長、安全(品質)環境室長は、作業手順周知会が実施されているか確認する
- ・作業手順・リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の確実な実施(作業中の作業所長、職長の巡視により指導を行う)
- ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善をはかる

- ・ 工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する
 - ・ 災害事例等による安全衛生教育の実施等
- ⑨火気を使用する場合は、作業所長宛に許可願いを文書で提出する。
また、可燃物、引火物等に注意し、作業終了後の確認を行う。
- ⑩指定場所以外の喫煙は禁止とし、喫煙後の火気の後始末は責任を持って行う。
- ⑪消火器は、防火対象物から歩行距離20m以内に設置し、耐用年数（8年）の確認を定期的に行う。

2月) 飛来・落下災害の防止／化学物質管理強調月間

- ①足場・型枠支保工の組立・解体等の作業、構築物の取り壊し等の作業にあたっては安全ネット・朝顔及び投下設備を設置するとともに、作業主任者・作業指揮者・合図者・監視人の配置、並びに立入禁止の措置を講じる。また、使用工具等の落下防止（紐やワイヤー等）を取り付ける。
- ②外部足場解体作業における2m以上の高所では、インパクトレンチの使用は禁止とする。（ラチェットレンチを使用する）
- ③高所に材料等を仮置きする場合には、開口部等に接近して置かないようにし、巾木の設置・ロープ掛け等の措置を講じる。
- ④長尺物を仮置きする場合には、ロープ等で結束し、風・振動等による倒壊、または落下防止の措置を講じる。
- ⑤資材置き場等での荷の積み上げは、荷崩れによる災害を防止する為、高さを2m程度にとどめさせる。但し、2mを超えるはい付け、はいくずし作業は、はい作業主任者のもとに行う。
※ はい作業の“はい”とは：積み重ねられた荷の集団のことをいう。
但し、砕石等のばら物の荷は除く）
- ⑥資材運搬車両への荷の積込み、荷降ろし時の墜落・転落のないよう足場、作業床を確保する。（可搬式作業台等の設置）また、荷の落下にも十分注意する。
※ 資材運搬車両の荷の上での作業は、高所作業となるので墜落・転落防止措置を講ずる。
- ⑦工作物の解体は、作業方法・使用機械・立入禁止区域・倒壊及び飛来・落下災害の防止方法等を盛り込んだ作業計画によって実施させる。
※ 作業所関連書類 施工計画事前検討会チェックリスト参照
- ⑧作業所長は、作業所内に第三者の侵入による事故・災害の防止と、盗難防止のため仮囲い、バリケード等を設置し外部と区画する。尚、結束番線等を使用する場合は外部への突出を無くしておく。
- ⑨年少者、未熟練者、及び女性労働者、新規入場者、外国人就労者は一人作業をさせない配置をす

る。

⑩春一番等の強風対策を行う。

- ・足場の壁つなぎ位置、設置方法、仮囲いの控えの状態等の点検整備
- ・飛散物の養生（コンパネ、シート類、断熱ボード等）
- ・防水工事等における火気の取扱い
- ・ホコリ、粉じんに対する散水、残土ストックヤードの土埃養生

⑪「特定化学物質障害予防規則」等の特別規則、「石綿障害予防規則」の遵守

- ・ラベル表示、安全データシート（SDS）の収集とリスクアセスメントの実施
- ・安全データシート（SDS）より危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- ・ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- ・金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- ・化学物質管理者の選任状況の確認
（ガス・アルカリ性物質（コンクリート）・剥離剤・塗料・洗剤 / 洗浄剤・石綿）

3月）火災・爆発災害の防止、年度末労働災害防止強調月間、火災予防運動

①作業所の防火計画・管理体制を明確にし、火災発生時の緊急連絡先は一覧表にして、事務所、休憩場、作業所掲示板等に掲示しておくとともに災害防止協議会等で関係者に周知する。また役割担当者へは、普段から火災時の役割を認識させておく。

- ・避難経路、消火器位置を図示化して周知
- ・夜間、停電時の誘導標識及び非常誘導灯などの設置

②作業において火気を使用するときは、火気取扱い責任者を定め、事前に「火気使用届け」を提出させ、火気の使用後及び使用後の点検・確認を行う。

③火気を使用する作業においては、消火器・消火用水・砂等を適切な場所に配置させる。また、操業中の工場における改修工事の作業については、使用可能な消火器の種類を事前に確認しておく。

- ・消火器は、防火対象物から歩行距離20m以内に設置し、耐用年数（使用期限10年）の確認を定期的に行う。
- ・精密機械関連施設においては、粉末消火器は使用できないので事前の打合せを行う。

④引火物・爆発物等は、保管場所を定め具体的に危険物の表示をするほか、その付近での火気の使用を厳禁する。

アセチレンガスの保管数量は40Kg（7Kg/本）以下とする。また、アセチレン容器は立てて保管する。

※ 40Kgを超える場合は、所轄消防署に届出が必要

⑤溶接・溶断等の作業では、特に周囲の可燃物を整理し防災シート等で引火防止の措置を講じる。

- ⑥ウレタンフォーム等を使用する断熱工事においては、材料の管理と火気厳禁を徹底させる。
- ⑦採暖は、場所を指定し責任者の許可を受けて行わせる。尚、採暖用に小型プロパンガスを使用する場合は、ボンベを屋外に設置するとともに CO2 中毒・酸欠等に注意する。
- ⑧密閉された場所での採暖は、定期的に換気を行う。
- ⑨採暖場所、および火気使用場所では消火の確認を徹底させる。特に溶接・溶断作業後は、作業終了直後と時間をおいてからの再確認を行う。
- ⑩建設業 年度末労働災害防止強調月間の行事を、計画し実施する。
- ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
 - ・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催
 - ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善
 - ・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する
 - ・安全衛生教育の実施等
 - ・作業手順書の内容について再度確認し、手順の不備、見落としがないか確認する
 - ・工事部長、工事長、安全(品質)環境室長は、作業手順周知会が実施されているか確認する
 - ・作業手順・リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の確実な実施
(作業中の作業所長、職長の巡視により指導を行う)